

奈良県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、忍海土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 木谷 富一 葛城市忍海二二一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 西家 典英 葛城市忍海二〇一―二